

宮代町告示第 1 3 7 号

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 20 第 1 項の規定及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 28 第 1 項の規定に基づき、宮代町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成 24 年宮代町規則第 11 号）に従い、次のとおり指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので告示する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

宮代町長 新 井 康 之

- 1 事業者の名称
一般社団法人 市一舎
- 2 主たる事務所の所在地
埼玉県春日部市内牧 2 7 0 4 番地 1 0
- 3 事業所の名称
相談支援事業所じゅれ一
- 4 事業所の所在地
埼玉県南埼玉郡宮代町本田 4 丁目 2 - 1 6
- 5 指定年月日
令和 8 年 7 月 1 日
- 6 実施事業
特定相談支援
障害児相談支援
- 7 主たる対象者
身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児
- 8 事業所番号
特定相談支援 1 1 3 0 5 6 6 9 3 6
障害児相談支援 1 1 7 0 5 0 0 0 8 4